

## 別添 1 性能等確認業務の種類

### (性能等確認業務の種類)

1. JQRは、次に掲げる種類の業務を行うこととする。
  - (1) JQRが試験（変更確認に伴う試験を含む。）を行なって業務規程 10.の基準への適合を確認し、確認申請書等により業務規程 11.から 14.の基準への適合を確認する業務
  - (2) 確認申請者が自ら試験を行う際に立会って業務規程 10.の基準への適合を確認し、確認申請書等により業務規程 11.から 14.の基準への適合を確認する業務
  - (3) 公的試験機関が発行した証明書（成績表等）により、業務規程 10.の基準への適合を確認し、確認申請書等により業務規程 11.から 14.の基準への適合を確認する業務
  - (4) 変更確認申請書及び添付書面により変更確認を行う業務
  - (5) 性能等確認結果の再交付を行う業務

### (立会いによる騒音防止性能等の確認)

2. 前号(2)項の業務は、確認申請者が別添 2 及び別添 3 に定める近接排気騒音及び加速走行騒音の測定方法に基づいた試験を行うことができると認められる場合に実施することとする。この場合においては、確認申請者は、業務規程第 8.3 及び 20.(1)項に定める申請手続きを行う際に、前号(2)項の業務を希望する旨並びに試験を行なう場所（平面図又は写真、及び周辺の環境等）及び試験に用いる設備（計測機器等）を JQR に申し出し、許可を受けなければならない。